

ミニレポート vol.32

「後期高齢者医療制度」の見直しについて



ウチヌノ人事戦略事務所 社会保険労務士 内布 誠

「後期高齢者医療制度」の見直しについて

◆廃止法案が参議院で可決

75 歳以上を対象に4月から導入され何かと話題になっている「後期高齢者医療制度」ですが、民主、共産、社民、国民新の野党4党は「後期高齢者医療制度廃止法案」を参議院に提出し、6月上旬の本会議で賛成多数で可決され、衆議院に送られました。これに対し、与党は、衆議院で否決や廃案とはせずに継続審議とする方針を示しています。世論に配慮するためだといわれています。

◆政府・与党の見直し・改善策が決定

政府・与党は、後期高齢者医療制度の見直し策を決めました。主な見直しの内容は以下の通りです。

<保険料軽減措置の拡充>

被保険者全員が年金収入年 80 万円以下の世帯については、来年度からは均等割部分の9割（今年度は8割5分）が軽減されます。

また、年金収入が 153 万円から 210 万円については、来年度からは保険料の所得比例部分を5割程度軽減するとしています。

<年金からの保険料天引きの一部見直し>

国民健康保険料を滞納せずに確実に納付してきた人

については、本人口座からの引き落としが認められます。

また、年金収入が年 180 万円未満の人については、世帯主や配偶者らが肩代わりして口座引き落としを選択できるようになります。

天引きの見直しの実施時期については、早くても今年の10月以降のようです。

◆財源は不明確

上記の見直し・改善策は正式に決定されたものですが、今年度 560 億円、来年度以降 360 億円ともいわれる財源については、不明確との指摘があります。

また、先送りされた事項（保険料の軽減を判定する年収基準、年金天引きを免除する要件など）もあり、今後の動向が注目されるようです。